



鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)
号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 告 示 | 口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正（県民室）..... | 1 |
| | 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（水産課）..... | 2 |
| | 過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事開始の一部改正（都市計画課）..... | 2 |

告 示

鳥取県告示第231号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成13年 4月 1日から施行する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--------------------------|-------------|------------|-----------------------|--------------------------|-------------|------------|--------------|
| 口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求ができる期間 | 開示請求ができる場所 | 口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求ができる期間 | 開示請求ができる場所 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 林業改良指導員資格試験 | 科目別得点及び総合得点 | 〃 | 農林水産部 林政課 | 林業改良指導員資格試験 | 科目別得点及び総合得点 | 〃 | 農林水産部 林務課 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 水産業改良普及員資格試験 | 総合得点 | 〃 | 農林水産部 水産振興局 水産課 | 水産業改良普及員資格試験 | 総合得点 | 〃 | 農林水産部 水産課 |
| 略 | | | | 略 | | | |

鳥取県告示第232号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | |
|--------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------|------------|
| 1 規則第2条第3項第3号の貸付率及び規則第4条の利子補給率 | | | 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率 | |
| 資 金 の 種 類 | 貸付利率 | 利子補給率 | 貸付利率 | 利子補給率 |
| 規則別表第6号の資金 | 年2.225パーセント | 年0.625パーセント | 年2.1パーセント | 年0.75パーセント |
| その他の資金 | 年2.1パーセント | 年0.75パーセント | | |
| 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 | | | 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 | |
| 略 | | | 略 | |

鳥取県告示第233号

平成9年鳥取県告示第98号（過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の開始について）の一部を次のように改正する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 鳥取県告示第98号 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u> <u>附則第4条第2項の規定によりその効力を有するものとして適用される旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うので、<u>過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）</u></u> <u>附則第2条の規定によりその効力を有するものとして適用される旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成2年</u> | 鳥取県告示第98号 <u>過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うので、<u>過疎地域活性化特別措置法施行令（平成2年政令第91号）第8条の2第1項</u></u> <u>の規定により、次のとおり告示する。</u> |

政令第91号) 第8条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

1 略

2 工事の内容及び区域

| 内 容 | 区 域 |
|----------------------|--|
| 幹線管渠 ^{きょせん} | 八頭郡用瀬町大字用瀬字屋敷上へ側上ミ、字屋敷下側上ミ及び字樋ノ口、大字別府字吹出、字田井ノ上及び字ジャクロ並びに大字美成字岩ノ前、字下荒堀、字畑ケ田、字上早焼、字余井藪ノ下、字高下、字吹出、字川淵、字屋敷寺ノ前、字上ノ田、字宮田、字神田、字美コメン、字アヤサム及び字美々ホキ詰の各一部 |
| 終末処理場 | 八頭郡用瀬町大字美成字美々ホキ詰の一部 |

3 略

1 略

2 工事の内容及び区域

| 内 容 | 区 域 |
|-------|---|
| 幹線管渠 | 用瀬町大字用瀬字屋敷上へ側上ミ、字屋敷下側上ミ及び字樋ノ口、大字別府字吹出及び字ジャクロ並びに大字美成字岩ノ前、字下荒堀、字畑ケ田、字上早焼、字余井藪ノ下、字高下、字吹出、字川淵、字屋敷寺ノ前、字上ノ田、字宮田、字神田、字美コメン、字アヤサム及び字美々ホキ詰の各一部 |
| 終末処理場 | 用瀬町大字美成字アヤサム及び字美々ホキ詰の各一部 |

3 略

